

近年のいわゆる「ながら運転」の警察における取締り状況及び交通事故発生状況

1. 道路交通法違反（携帯電話等使用に係るもの）の取締り件数の推移

	全件数		
		うち危険違反（注1）	うち使用違反（注2）
令和元年	716,820	190	716,630
令和2年	309,058	104	308,954
令和3年	290,735	115	290,620
令和4年	252,456	108	252,348
令和5年	214,458	140	214,318

※ 警察庁交通局の統計による。

（注1）道路交通法第117条の4第1項第2号違反

（注2）同法第118条第1項第4号違反

2. 携帯電話等使用（道路交通法第71条第5号の5違反に係るもの）による死亡・重傷事故件数の推移

		全件数		
			うち通話目的（注5）	うち画像目的（注6）
令和元年	死亡事故（注3）	28	3	25
	重傷事故（注4）	77	11	66
	合計	105	14	91
令和2年	死亡事故	12	2	10
	重傷事故	54	6	48
	合計	66	8	58
令和3年	死亡事故	15	2	13
	重傷事故	62	14	48
	合計	77	16	61
令和4年	死亡事故	19	1	18
	重傷事故	69	9	60
	合計	88	10	78
令和5年	死亡事故	25	2	23
	重傷事故	97	13	84
	合計	122	15	107

※ 警察庁交通局の統計による。

（注3）交通事故発生から24時間以内に死者を出した交通事故をいう。

（注4）1か月（30日）以上の治療を要する負傷者を出した交通事故をいう。

（注5）携帯電話等の音声による情報伝達を目的として当該装置を用いることをいう。

（注6）携帯電話等の画像表示部位を注視すること及び同目的でボタン操作をすることなどをいう。